

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

日弁連・再審法改正実現本部による2025年12月2日開催の法務省の法制審議会刑事法（再審関係）部会第12回会議後の記者に対する説明の概要

①再審における被害者参加について

Q：再審請求審における被害者参加について、どのような議論がなされましたか？

A：犯罪被害者支援委員会推薦の委員から、再審請求審に被害者参加を認めるべきであるという提案がなされました。必要性について、仮に再審請求手続に期日が設けられるのであれば、被害者は期日に出席して直接審理を把握し、必要に応じて意見を述べるという意見がありました。

これに対し、研究者から、現状でも、検察官が必要に応じて被害者に説明しているので、必要性に疑問があるという意見がありました。

Q：再審公判における被害者参加については、どのような議論がなされましたか？

A：犯罪被害者支援委員会推薦の委員から、再審開始決定がなされて再審公判に移行した場合に、被害者参加を認めるべきであるとの提案がありました。必要性について、被害者参加制度は平成20年12月1日以降に起訴された事件にしか適用されないため、再審公判が開かれる場合には、被害者参加を認める必要性があるという意見がありました。

これに対し、研究者から、これまで被害者参加が認められなかった事件との公平性を理由に、被害者参加を認めることは相当ではないという意見がありました。

②刑事訴訟法435条6号の規定を改めることについて

Q：刑事訴訟法435条6号の規定を改めることについて、どのような提案をしましたか？

A：日弁連委員・幹事は、今回、日弁連の改正案とは異なる修正案を提出しました。具体的には、刑事訴訟法435条6号の文言について、「新証拠単独で、又は

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

新証拠とその他の全証拠を総合して判断して、無罪等を言い渡すべきとき」という文言を提案しました。これは、ドイツ及び台湾の立法例を参考にしたものです。

もともと、日弁連改正案は、白鳥・財田川決定の趣旨を、争いのない限度で、明確にすることを提案する趣旨であり、再審開始事由を緩和する意図は全くありませんでした。しかし、再審開始事由を緩和する趣旨ではないかという誤解を招くという批判があったことから、今回、文言の修正を提案しました。これにより、孤立評価・心証引継ぎ説ではなく、総合評価・再評価説をとっていることが明確になったと思います。

Q：日弁連委員・幹事の提案に対しては、どのような意見がありましたか？

A：最高裁が、総合評価説・再評価説をとっていること自体には争いはありません。また、総合評価の際にも「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則が適用されることにも争いはありません。争いがあるのは、再評価の範囲について、全面的再評価説をとるのか、限定的再評価説をとるのかという点のみです。

研究者は、新証拠と他の全証拠を総合して判断するという文言にすると、再評価の範囲について、全面的再評価説をとる趣旨に読めると主張していました。しかし、白鳥・財田川決定自体が全証拠という文言を用いています。白鳥・財田川決定は、判例変更されていません。限定的再評価説は、この「全証拠」という文言は、文字どおり全証拠ではなく、新証拠の立証命題と関連する旧証拠をいうのだという説ですから、研究者の批判は当たりません。

③量刑等の事実誤認を再審開始事由とすることについて

Q：量刑等の事実誤認を再審開始事由とすることについて、どのような提案をしましたか？

A：日弁連委員・幹事は、今回、日弁連の改正案とは異なる修正案を提案しました。具体的には、死刑事件に限らず、刑の必要的減輕事由を認めるべき新証拠が発見されたときは再審開始事由にすべきであるという提案です。

もともと、日弁連改正案は、死刑は特別な刑罰であることから、死刑事件については、刑の加重減免事由又は量刑の基礎となる事実の誤認を認めるべき新証拠が発見されたときは、再審開始事由とすべきであると提案していました。死刑事件について、特に問題となるのは、刑の必要的減輕事由が認められる場合です。刑の必要

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

的減輕事由が認められる場合には、本来、死刑を言い渡すことができませんから、特に、再審開始事由とする必要性が高いといえます。

しかし、研究者から、死刑事件に限って、量刑等の事実誤認を再審開始事由とすると、死刑事件以外の者との間に不公平・不均衡が生じるという批判がなされました。

そこで、今回、死刑事件に限らず、刑の必要的減輕事由を認めるべき新証拠が発見されたときを再審開始事由とすることを提案しました。

Q：必要的減輕事由とは具体的にはどのようなものですか？

A：必要的減免事由には、中止犯があります。また、必要的減輕事由には、心神耗弱、従犯、身代金目的略取等の公訴提起前の解放があります。

Q：日弁連委員・幹事の提案に対しては、どのような意見がありましたか。

A：必要的減輕事由を認めるべき新証拠が発見されたときを再審開始事由とする必要性自体には、反対意見はありませんでした。ただ、法務省の委員から、従犯を認めるべき新証拠が発見されたときを再審開始事由にすると、再審開始事由が広がりすぎるおそれがあるのではないかという指摘がありました。しかし、現行法でも、軽い罪を認めるべき新証拠が発見されたときが再審開始事由とされています。軽い罪を認めるべき場合と比較しても、広がりすぎるおそれはありません。

④手続の憲法違反を再審開始事由とすることについて

Q：手続の憲法違反を再審開始事由とすることについて、どのような提案をしましたか？

A：日弁連委員・幹事は、今回は、日弁連改正案とは異なる修正案を二つ提案しました。一つは、判決に影響を与えるべき憲法違反であって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとき。もう一つは、公訴棄却の判決又は決定を言い渡すべき新証拠を発見したときです。

もともと、日弁連改正案は、菊池事件を念頭に置いて、捜査及び公判の手続に、憲法の趣旨を没却する憲法違反がある事件については、再審開始事由とすべきであ

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

ると提案していました。しかし、研究者委員から、再審開始事由が広がりすぎるおそれがあると批判されていました。

確かに、憲法違反にも様々なものがありますので、全てを再審開始事由とすると広がりすぎるおそれがあります。また、判決に影響しない憲法違反を再審開始事由としても、再審公判で有罪判決が言い渡されるだけであるということになってしまいます。菊池事件では無罪を主張していますので、無罪等を言い渡すべき場合に限って、憲法違反を理由とした再審開始事由とするのが適切であると考えました。

また、刑事訴訟法435条6号では、「免訴」が挙げられていますが、公訴棄却が挙げられていません。しかし、例えば公訴の提起が職務犯罪を構成するような極限的な場合には、刑事訴訟法338条4号により公訴が棄却されるとされています。この場合には判決に影響しますので、再審開始事由とする必要性があります。また、免訴と区別する合理的根拠がありません。そこで、刑事訴訟法435条6号に「公訴棄却の判決又は決定」を追加することを提案しました。

⑤ 437条の規定を改めることについて

Q：刑事訴訟法437の規定については、どのような提案をしましたか？

A：刑事訴訟法435条6号以外の再審開始事由は、原則として、確定判決に代わる証明が要求されています。例えば、証拠の偽造、偽証、誣告、裁判官・検察官・司法警察職員の職務犯罪等の場合です。刑事訴訟法437条本文は、確定判決が得られないときには、確定判決に代わる証明が認められています。ただし、証拠がないという理由で確定判決が得られない場合にまで、確定判決に代わる証明を認めることは相当ではないので、刑事訴訟法437条ただし書は、この場合を除外しています。

問題は、検察官が公訴を提起しないために、確定判決が得られない場合です。徳島ラジオ商事件では、有罪認定の根拠とされた二少年が偽証を認めて、自首していました。検察官が公訴を提起していれば、二少年は有罪になった可能性が高かったと思われます。しかし、検察官が二少年を起訴しなかったために、刑事訴訟法437条ただし書を根拠に、確定判決に代わる証明が認められませんでした。その結果、徳島ラジオ商事件では、刑事訴訟法435条6号による再審開始決定が認められるまで、長期間を要しました。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

そこで、検察官が公訴を提起しないために確定判決を得ることができないときは、刑事訴訟法437条ただし書に当たらないことを明確にすることを提案しました。これにより、検察官が公訴を提起しないために確定判決を得ることができないときは、確定判決に代わる証明が許されることになります。

Q：日弁連委員・幹事の提案に対しては、どのような意見がありましたか？

A：研究者は、検察審査会の起訴議決による強制起訴の制度がある、また、職務犯罪については付審判請求の制度がある、したがって、検察官が公訴を提起しない場合であっても確定判決に代わる証明を認めるべきではない、と主張していました。しかし、検察官の不起訴処分を無罪判決と同視することはできません。また、結果的に証拠がなければ確定判決に代わる証明は認められないことになるのですから、確定判決に代わる証明を認めても不都合はありません。

⑥弁護人による援助について

Q：再審請求審及び準備段階における国選弁護制度については、どのような提案をしましたか？

A：日弁連委員・幹事は、再審請求をするためには、趣意書を作成して、原判決の謄本と新証拠を添付する必要があるので、弁護人の援助が不可欠である。特に、裁判所不提出記録の閲覧謄写のためには、弁護人の選任が不可欠である。そうすると、資力がないために弁護人をつけられない者のために、再審請求審における国選弁護制度を創設する必要があると主張しました。

また、再審請求の準備段階については、国選弁護制度ではなく、リーガル・エイド（法律扶助）の仕組みにすることも考えられると主張しました。

なお、日弁連改正案は、全件、国選弁護人を選任するという制度ではありません。請求が不適法である場合や明らかに理由がない場合には、国選弁護人を選任しないこととしています。日弁連・弁護士会の対応態勢及び公費支出の相当性の観点から、一定の要件を設けることは必要だと思います。しかし、検察官請求事件を除けば、再審開始決定に至った事件では、必ず弁護人が選任されています。無実の人を救済するためには、弁護人の援助が不可欠です。再審請求手続及びその準備段階において、国選弁護制度の必要性があることは否定できません。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

Q：再審請求審及びその準備段階における弁護人等との接見交通権について、どのような提案をしましたか？

A：日弁連委員・幹事は、再審請求審及びその準備段階においても、再審請求人又は再審請求をしようとする者が、弁護人と、立会人なくして、面会することができるようとする必要性があると主張しました。また、再審請求しようとする者が弁護士に信書を発信しようとしても、許可されなかったり、一部を削除又は消去されたりする事例があるため、信書の発信を認める必要性があると主張しました。

⑦法制審の進行状況と今後のスケジュール

Q：今回で二巡目の議論が終わったということですが、今後のスケジュールはどのようになっていますか？

A：本日の第12回会議で、二巡目の議論が終わりました。次回から三巡目の議論に入ることになります。次回の第13回会議が令和7年12月16日、次々回の第14回会議が、同月23日に予定されています。

Q：議事録の公開については、どうなっていますか？

A：議事録の公開が間に合っていません。報道機関や国会議員が議論状況を知ることができないまま、法制審議会が審議を進めることに危機感を持っています。

Q：研究者による記者会見については、どのような予定がありますか？

A：本日、研究者4名が記者会見を開いて、意見書を発表したと伺っています。この意見書は、法制審議会の委員・幹事全員に資料として、送られました。ところが、本日の会議では、これは机上配布資料ではないとして、意見書を引用して発言することを制限されました。本来、このような意見書は、机上配付資料として、ホームページに掲載すべきであると思います。

⑧法制審の委員構成と審議の問題点

Q：法制審の委員構成については、どのようにお考えですか？

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

A：法務省は、適切な人選をしていると言いますが、時事通信のアンケートによると、再審法の業績がないと回答した委員・幹事が2名、回答を拒否した委員・幹事が4名ということでした。実際には、1名が法学教室という学生向けの雑誌に論文を書いているのを確認できる程度です。

本日、研究者4名が連名の意見書を発表しました。また、研究者135名が声明を発表したと聞いています。研究者の中から、このような意見書・声明が出ること自体が、法制審の委員・幹事の人選に問題があることを示していると思います。